

# 公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 理事会(令和元年度第2回)

## 議 事 錄

【日時】令和元年 5月 26 日(日)総会終了後 15:30~16:30

【会場】神奈川県鍼灸師会 事務所

【次第】1、出席確認 2、署名人指名 3、議事 4、閉会の辞

【出席9名】理 事:秦、藤田、栗田、萱間、草山、長野、林

監 事:森下、日野

【欠席 3 名】服部、小泉、清水

【議長】秦会長代理 【書記】藤田 【議事録署名人】 秦、森下、日野

### 【議題】

#### [ I ] 報告事項

1. 入退会の報告(藤田総務部長)2019. 3／4以降、5／30まで

・入会者 6名 (1月入会正会員:松野 靖史、野田 彩花)

(5月入会正会員:渡部 伸平、石井 理美)

(6月入会審査:入会正会員:高橋 宏)学生会員からの転向

\*学生会員(0名)

・退会者 1名(5月末:吉田 和範)各事業への参加が難しい、会費が負担大きい

・6／1現在の会員数 242名予定(正会員 233名、学生会員 9名)

・現在審議中 2名 (学生会員:相馬 里美)

(学生会員:斎藤 恵美 \*学生会員からの転向)

2. みなし決議案(藤田総務部長)

・みなし決議(学生会員無料案について)4/18 承認〈担当者〉服部

・みなし決議(正会員渡部伸平氏入会審査について)4/12 承認〈担当者〉清水、林

・みなし決議(正会員石井理美氏入会審査について)4/26 承認〈担当者〉清水、林

・みなし決議(正会員高橋宏氏入会審査について)5/20 承認〈担当者〉清水、林

・みなし決議(正会員相馬里美氏入会審査について)5/20 承認〈担当者〉清水、林

### 3. 会務報告(業務執行理事報告)

#### (1) 5/12 杉山祭について(秦)

当会からは役員秦、長野、会員古思が参加した。総勢 80 名程度が出席し、県議も出席が見られた。

#### (2) 5/16 第 1 回業務執行理事会について(藤田)

・当会備品について話し合われ、後程審議事項として提案される事が報告された。

・普及部の新規事業案が話し合われ(大塚製薬による脱水の無料講座、鶴見区ランニングフェスタ)、前者は興味深い内容であり次年度の市民健康講座などにて検討、後者も興味深いものの本年度の予算案が執行している事より、同じく事業規模や予算案を検討しつつ、次年度の検討課題となつた事が報告された。

・学術単位管理について、第 1 回理事会を受けて、新たな提案が後程される事が報告された。

### 4. 各部報告

別紙報告書および口頭にて以下の各部報告がされた。

#### (1) 総務部:(藤田)

みなし決議の方法について、改めて共有がされた。

内容: みなし決議の提案をする場合、A 提案者は①みなし決議の提案書および②提案内容、③理事監事が提出する同意書・承諾書を作成し配信する(共有フォルダにも格納)

その上で、B 理事監事は、①承諾・同意の有無をメールで表明、②表明を共有フォルダ表のリストに記載、③承諾書・同意書を期日までに記載する(事務所レターボックスに書類格納)

C そして提案者は最終的な可否決について理事ML挙げる

\* なお、事務局は以上の書類について印刷し記載できるよう準備、レターボックス近くにバインダーを置き、理事監事が書類を格納できるよう準備する



#### (2) 財務部:(栗田)

・県への報告が千葉財務副部長の支援の下進んだ旨

・財務ソフトの勉強会を栗田部長、千葉副部長、事務局職員で開催する旨  
が報告された。

#### (3) 学術部:(草山)

本年度の学術行事はこれからの開催であり報告事項はないが、6/16 に第 1 回学術講習会、7/10 に第 1 回イブニングセミナーを予定し、滞りなく準備が進んでいる事が報告された。

#### (4) 保険部:(長野)

・保険部内にて、月 2 度となっている指導会を 1 度とした意見が挙がり、委員会で検討予定の旨  
・関東信越ブロック会議で保険部のみは集まつた方が良いとの意見が挙がっている旨  
が報告された。

#### (5) 組織共済部:(清水、林)

・学生施術体験、インターンシップは例年通りに進んでいる旨、  
・リーフレット作成を検討している旨  
が報告された。

#### (6) 広報部:(萱間)

現在、遅れている会報誌アキュームを作成中である旨が報告された。

(7)普及部:(小泉)  
特になし。

(8)危機管理委員会:(秦)  
(自主勉強会なので参考までに)6/26にサイゼミヤを予定している旨が報告された。

#### 4. その他

#### [Ⅱ]審議事項

1. 各部より以下の提案がされ、審議を行った。

(1)総務部:

別紙の通り、賛助会員制度導入の再提案がされた(秦)。  
藤田副会長より、賛助会員(団体)における「講習会一部無料」における参加できる人数について質問があり、出席理事の意見を総合し(本年度より当会会員参加費無料を受け)常識の範囲内的人数であれば人数制限は設けない事となった。  
林理事より、賛助会員(団体)における「賠償責任保険の加入」について日本鍼灸師会に入会せずに加入が出来ないのではないかとの質問があった。秦会長代理より、6月に開催される日本鍼灸師会総会時に日本鍼灸師会への入会および各県師会の入会の立ち位置について確認しその後改めて提案する事となった。

(2)財務部:(栗田)

今後の決算・納税・県への報告を作成するにあたり、税理士への依頼も視野に入れたい旨の提案がされた。

予算案も鑑みる事を前提に、全会一致で承認された。

(3)学術部:(藤田・草山)

本年度第1回理事会にて再検討となっていた学術単位管理について、別紙の通り再提案がされた。

再提案内容は、①会員の自己管理(参加意欲の涵養)および②会の単位管理の2重管理(年度末に他団体での出席単位を確認する必要が旧来からあり、それにダブルチェック機能を加えた形)、①については、会員証の裏にシールラベルを貼る案が提案された。

全会一致で承認された。

栗田財務部長より、組織管理部門として、会員管理システムの導入は必要であり、その際の管理機能の一つに組み込む事も重要であるとの意見が挙がった。

(4)保険部:  
・特になし。

(5)組織共済部:

(林)別紙の通り、宣誓書の改良について提案がされ、趣旨としては①当会HPにて定款を確認する事を促す、②自動退会項目の追加が説明され、  
全会一致で承認された。

(6)広報部:  
特になし。

(7)普及部:  
特になし。

(8)その他:

昨年度来、藤田副会長より相談、提案している会の備品について(秦、補足説明藤田)  
業務執行理事会において、優先順位は①職員の安全性よりドアホンが最優先である旨、②同じくチ  
ェーンロック、③次いで入退室の確認として理事・監事・事務局職員のタイムカードの導入(併せてノ  
ート管理の廃止:確認事項として、ノート管理の意義は施錠の管理等の観点より最終退出者の確認  
の意味があった旨を共有した)、④理事・監事の書類管理としてレターボックスの購入を本年度購入  
したい旨が提案された。なお、本年度の予算案で総務部より計上している範囲である旨も説明され  
た。

以上について、全会一致で承認された。

なお、次年度の備品購入案としては①什器として書類保管および事務局整備のためのキャビネット  
ト、②破損のため台車、③簡易ベッド移動のためのキャスター付バッグが各部より挙がっている旨が  
補足された。

[□]その他

1. 秦会長代理より、今年度の役員について以下の説明がされた。

(最終的には会長からの決議案提出や任命が必要であるが)、服部会長は体調面より本年度は休  
みとする旨、そのため業務執行理事を増員する事を服部会長と考えている旨が報告された。なお、  
業務執行理事には、林理事および草山理事が案として挙がっている旨、また、役職についても改  
めて服部会長より任命を通達する旨が説明された。

次回は令和元年度第3回理事会 開催:10/6(日)18:00~にて開催予定。

(作成:総務部長藤田)

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事および監事は記名押印する。

令和元年5月26日

代表理事代理

秦 宗六 印

監事

日野 博 印

監事

森下 元 印

# (公社)神奈川県鍼灸師会 提案書

作成日：令和元年5月26日

提案議題	学術単位の自己管理案の件	提出者	藤田・草山
趣旨	財団生涯研修等の単位管理について提案いたします。		

## 1. 目的ならびに背景、概要

従来より財団における生涯研修において、学術部で手計算を行い単位管理、財団への申請を行っておりました。また、従来は年初に財団生涯研修の希望者の当会内管理登録料(1,000 円)を徴収し、その会員が必要単位(25 単位以上)を取得した際のみの管理であった。

しかしながら、本年度より年初の当会内管理登録(料)を廃止し、当会会員に広く生涯研修修了を付与する方針である。また、現在、財団生涯研修の他、当会学術講習会年間受講修了証、当会公認スポーツトレーナー鍼灸師も発行している。

それらの単位管理に対し、

- 1)自己研鑽意欲の涵養
- 2)学術部及び関連部署での負担軽減

の観点より、以下を提案いたします。

なお、理事会、業務執行理事会の意見を受け、会員証の裏面へのシールラベルを提案します。

※但し、会員証を忘れた会員用の紙面、他団体生涯研修参加における参加証明送付は必要となる。

## 2. 実施(予定)日・期間

理事会にて承認がされ次第、令和元年6月1日より

## 3. 収支計画(収入・コスト)・人員計画

### 4. メリット・デメリット・リスク

会員の参加意欲の涵養に繋がる(得点が溜まる喜び、自己管理による意識涵養)。

各部(特に学術部)業務負担が軽減し、円滑な会務運営に繋がる。

コストにおいては、印刷費がかかるものの、年度末の業務負担を考えると変え難いものであると考える。

\*コスト:最大会員 350 名分(400 個:50 シート)￥6,680(プリントパック社)

※但し、会員証を忘れた会員用、また、他団体で生涯研修を申請する方用に紙面での証明の提出は必要

他団体生涯研修参加証明の管理の必要性はある

※また、当然ながら理解の通り、従来より紙面での参加確認をしており、会としての管理、単位のバックアップとしての単位管理は続けていく。

## 5. 担当者意見

GK カード無くなる事は周知の事実であり、免許保有証における IC データについては 7 社協の理解が必要であり、現実として使用に制限がある。上記の観点より自己管理できる形を作る事は重要かつ必須であると考える。

以上

# (公社)神奈川県鍼灸師会 提案書(作成要件)

作成日:令和元年5月16日

提案議題	賛助会員のメリット見直しについて	提出者	秦 宗広
趣 旨	会員の行事無料化により、内容を見直す必要が出てきたため、下記の通り提案する。		

## 1. 目的ならびに背景

## 2. 概要

	入会金	会費	連盟	日鍼会	日鍼連	合計
賛助個人	なし	1 口 5,000 円 2 口から	なし	なし	なし	10,000 円から
賛助団体	なし	1 口 50,000 円 2 口から	なし	なし	なし	100,000 円から

## 3. 実施(予定)日・期間

## 4. 収支計画(収入・コスト)・人員計画

## 5. メリット・デメリット・リスク

	賛助会員(個人)	賛助会員(団体)
2口以上	講習会:協賛価格	講習会:一部無料*1、その他協賛価格 賠償責任保険:可(5名まで) 会報及び広報誌に半額*2で広告を掲載できる 広報誌10部配布
3口以上	講習会:一部無料*1、その他協賛価格	講習会:一部無料*1、その他協賛価格 忘年会:賛助会員招待 賠償責任保険:可(10名まで) 会報及び広報誌に破格*3で広告を掲載できる 当会 HP にリンクを貼れる(バナー小) 広報誌20部配布
4口以上	講習会:すべて無料 忘年会:招待	講習会:すべて無料 忘年会:賛助会員及びその他2名招待 賠償責任保険:可(無制限) 会報及び広報誌に無料で広告を掲載できる 当会 HP にリンクを貼れる(バナー大) 広報誌30部配布

\*1 一部無料:当会主催の学術講習会及びイブニングセミナー。

\*2 半額:会報誌 10,000 円(A4、1 ページ標準 20,000 円)、広報誌 15,000 円(A4、カラー1 ページ標準 30,000 円)で掲載可能。

\*3 破格:会報誌 5,000 円、広報誌 10,000 円で掲載可能。

## 6. 担当者意見

賛助会員に手軽に入ってもらえるような内容にした。今後、鍼灸師でないオーナーや業者に多く入会していただけるような仕組みを構築していきたい。

以上

公益社団法人神奈川県鍼灸師会

会長 服部 政博 殿

宣誓書

私は、公益社団法人神奈川県鍼灸師会に入会するにあたり、以下に掲げる事項を表明、また遵守することを宣誓いたします。

- 師会の趣旨・目的に賛同し、師会の事業に積極的に協力します。
- 師会ならびに鍼灸師の社会的信用を失墜させる行為を行いません。
- 定款及び師会の定める諸規定を遵守します。

※定款は当会ホームページの活動資料ページで閲覧が可能です。必ず目を通して下さい。正当な理由なく、会費の支払い義務を1年以上履行しなかったときには自動退会扱いとなります。その場合にも、定款第3章 第11条に則り、未納となっている会費の支払い義務は生じますのでご注意ください。

- 総会及び理事会の決議に基づく義務を履行します。
- 過去5年間にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律の違反による命令その他処分を受けておりません。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律の第3条の欠格事由に該当していません。
- 過去に療養費その他の不正行為による行政処分を受けたことはありません。
- 現在または将来にわたり反社会的勢力等(※1)のいずれにも該当せず、また関係(※2)を有することもありません。
- 自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行いません。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (ウ) 脅迫的な行動または暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて企業または個人の信用を棄損またはその業務を妨害する行為
  - (オ) その他前各号に準ずる行為

※1 反社会的勢力等とは暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、不法収益・犯罪収益等に関連する犯罪行為者ならびにこれらに準ずる者をさします。

※2 関係とは反社会的勢力等によって経営が支配もしくは実質的に関与される関係、反社会的勢力等に対し資金等を提供または便宜を供与するなどの関係、その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係のことをさします。

この宣誓事由に違う場合には、貴会による処分を受けることに異議を申し立てず、賠償ないし補償を求めません。また本事由に起因する貴会に対する損害については、賠償ないし補償をすることに異議はありません。ただし、当該処分に正当な理由がない場合にはこの限りではありません。

本宣誓を証するために本宣誓書を差し入れ、貴会への入会を申し込みます。

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

# (公社)神奈川県鍼灸師会 提案書(作成要件)

作成日:2019年5月21日

提案議題	入会申込時の宣誓書に項目を追加	提出者	林 邦昭
趣 旨	① 定款を当会 HP にて確認するよう促す。 ② 自動退会項目の追加。		

## 1. 目的ならびに背景

- ① 宣誓書に「定款及び師会の定める諸規定を遵守します。」というチェックボックスがあるが、実際に定款を確認しているケースはほとんどないと思われる。理由は、入会申込書に定款は同封しておらず、どこでみられるかが分からないからである。幸い当会のホームページで閲覧が可能であるため、そこでチェックが可能であることを促したい。
- ② 会費未納で 1 年以上経過した会員について自動退会となり得る旨を宣誓書に記載しておき、了承を得ておくと後々良いといった話があがり、提案に至った。

## 2. 概要

宣誓書の 3 項目に以下の文を追加する。(添付資料下線部分。)

「※定款は当会ホームページの活動資料ページで閲覧が可能です。必ず目を通してください。正当な理由なく、会費の支払い義務を 1 年以上履行しなかったときには自動退会扱いとなります。その場合にも、定款 第 3 章 第 11 条に則り、未納となっている会費の支払い義務は生じますのでご注意ください。」

## 3. 実施(予定)日・期間

承認され次第、宣誓書を差替えて使用していく。

## 4. 収支計画(収入・コスト)・人員計画

現行宣誓書の差替えに伴う印刷費用、人的パワーが必要であるが微々たるものである。

## 5. メリット

今後の入会者に対し、宣誓書の効力をより高めることができる。  
自動退会が可能となることで、本人と確認・交渉といった会務、事務の労力が軽減される。  
自動退会後の会費未納金支払い義務について、より強い根拠を提示することが可能となる。

## 6. 担当者意見

宣誓書の控えをとり、申込者に渡すかどうかは今後の課題としたいと考えている。  
(現在は原本を保管するのみで、控えの作成は行っていない。)

以上